

法令周知

R4 電波法改正に伴う外資規制に関する見直し

一般社団法人 全国船舶無線協会 事務局

外資規制対象無線局の免許人は2023年10月19日までに役員等に関する事項の届出が必要です。

2023年4月20日、「電波法及び放送法の一部を改正する法律(2022.6.10 法律第63号)」の一部及び「放送法施行規則等の一部を改正する省令(2023.4.14 総務省令第38号)」が施行され、施行日時点で海岸局、無線標定陸上局等外資規制の対象となる無線局を有する免許人は、2023年10月19日までに代表者の氏名又は名称及び外国人等の役員の割合並びに外国人等直接保有議決権割合を届ける必要があります。期日までに届出がない場合については、罰則が規定されていますのでご注意ください。

また、この届出を行った後に、外資規制に関連する事項に変更があったときは、電波法第9条、第17条等の規定に基づき変更の届出が必要となります。

届出書については、別添をご参照願います。

複数の対象無線局を保有し、管轄総通局が異なる場合には、一つの総通局に1回届出すれば良いとのことです。

この他、今回の改正に合わせ免許申請や再免許申請の様式に「法人番号」を記入する欄が設けられ、外資規制対象無線局に限らず、法人又は団体の場合には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する法人番号を記載することとなりました。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しないと注書きされています。

なお、船舶局又は航空機局に開設する無線局については、上記改正法律(2022.6.10 法律第63号)の一部施行に伴い外資規制が廃止されています。

令和5年 月 日

総務大臣 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名
法人番号

電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項第1号
の規定に基づく届出書

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）附則第3条第1項第1号の規定に基づき、電波法（昭和25年法律第131号）第6条第1項第10号に掲げる事項について、放送法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第38号）附則第2条第1項第3号の規定に基づき別添のとおり届け出ます。

【添付書類】

別添1 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）別表第二号第2（電波法第6条第1項第10号に掲げる事項※）

※ 「21 議決権及び役員に関する事項」の部分及びそれに対応する注21の記載を抜粋したもの

別添2 証拠書類

（①株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料、②代表者及び役員が日本の国籍を有することを証する書類、③役員名簿など）

別添 1

別表第二号第 2（非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局及び地球局の無線局事項書の様式）

無線局事項書	
21 議決権及び役員に関する事項	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 議決権に関する事項 <input type="checkbox"/> (2) 役員に関する事項

21 の欄は、法第 5 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、(別紙) の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

区 分	株式数（株）／議決権の数（個）	比率(%) (F)
発行済株式の総数(A)		
議決権の総数(B)		
日本の国籍を有する者(C)		
日本法人(D)		
外国法人等(E)		

(注1) 最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。）の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。

(注4) (C)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注5) (D)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体（国又は地方公共団体を含む。）を記載すること。

(注6) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注7) (F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注8) (F)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

ア 代表者

フリガナ 氏名	住所	役名	日本の国籍の有無	備考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注1) 法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

イ 役員

役員の数	名(A)	(代表者	名、その他役員	名)
役員の数のうち、日本の国籍を有しない者の数	名(B)			
外国人等役員比率	% ((B) / (A))			

(注1) 外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注2) 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

